

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
祭日、
休日
を除く)

目次

- ◇ 告 示 字の区域の変更(市町村振興課)
土地改良法による換地処分(農村整備課)
- 鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公 告 公募型指名競争入札の実施(二件)(農政課)

告 示

鳥取県告示第七百五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による明辺地区の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成六年八月二十日現在の地番による)
大字明辺字宮ノ本	大字明辺字宮ノ本の全域
大字明辺字向田	大字明辺字向田一七、一一七の一、一一八の一部、一一九の一部、一一九の一、一一〇の一部、一二七の三の一部、一二八の九、一二八の一〇の一部、一二八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字明辺字向田	大字明辺字向田のうち一七、一一七の一、一一八の一部、一一九の一部、一一九の一、一一〇の一部、一二七の三の一部、一二八の九、一二八の一〇の一部、一二八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字明辺字三山口	大字明辺字三山口上分のうち三五四の三、三五四の四以外の区域
上分	大字明辺字晩ノ谷六八二の三七、六八二の三九
大字明辺字本田	大字明辺字本田のうち三九七の一部、三九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字明辺字坂ノ上	大字明辺字坂ノ上四一八の一部、四一八の二、四一九の一部、四二三の一の一部、四二三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字明辺字坂ノ上	大字明辺字三山口上分三五四の三、三五四の四
大字明辺字坂ノ上	大字明辺字本田三九七の一部、三九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字明辺字坂ノ上	大字明辺字坂ノ上四一八の一部、四一八の二、四一九の一部、四二三の一の一部、四二三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字明辺字晩ノ谷	大字明辺字晩ノ谷のうち六八二の三七、六八二の三九以外の区域

鳥取県告示第七百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業に係る明辺地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成七年十二月一日から施行する。

平成七年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号の表中

鳥取県信用 漁業協同組 合連合会		本 所	鳥取市青葉 町三丁目	株式会社山陰合同銀 行城北支店
境港支所	境港市昭和 町			株式会社山陰合同銀 行境本町支店

を

第三号の表中

香取開拓農 業協同組合	田後漁業協 同組合	網代港漁業 協同組合	賀露漁業協 同組合	泊村漁業協 同組合	赤碕町漁業 協同組合
本 所	本 所	本 所	本 所	本 所	本 所
西伯郡大山町 豊房	岩美郡岩美町 大字田後	岩美郡岩美町 大字網代	鳥取市賀露町	東伯郡泊村大 字泊	東伯郡赤碕町 大字赤碕
株式会社山陰合同銀行 大山支店	株式会社山陰合同銀行 岩美支店	株式会社山陰合同銀行 岩美支店	株式会社山陰合同銀行 賀露支店	株式会社山陰合同銀行 泊支店	株式会社山陰合同銀行 赤碕支店

を

鳥取県信用
漁業協同組
合連合会

本 店	境港支店	田後支店	網代支店	賀露支店	赤碕支店
鳥取市青葉 町三丁目	境港市昭和 町	岩美郡岩美 町大字田後	岩美郡岩美 町大字大谷	鳥取市賀露 町	東伯郡赤碕 町大字赤碕
株式会社山陰合同銀 行城北支店	株式会社山陰合同銀 行境本町支店	株式会社山陰合同銀 行岩美支店	株式会社山陰合同銀 行岩美支店	株式会社山陰合同銀 行賀露支店	株式会社山陰合同銀 行赤碕支店

に改め、

香取開拓農業協同組合	本 所	西伯郡大山町 豊房	株式会社山陰合同銀行 大山支店
泊村漁業協同組合	本 所	東伯郡泊村大字泊	株式会社山陰合同銀行 泊支店

に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成七年十一月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申請者	氏名又は名称	株式会社 平和				
	住 所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014-8				
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名	検 査 定 号	有 効 期 間	
	遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名	検 査 定 号	有 効 期 間
ばちんこ遊技機	規則第6条第1号口該当機	C R ・ 玉 ち ゃ ん ハ ウ ス	株式会社 和 平	520249	7年11月28日から3年間	
〃	〃	熱闘運動会DX	〃	520163	〃	

公 告

県立フラウパーク基盤造成(1工区)工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成7年11月28日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 工事の概要

- (1) 工事名 県立フラウパーク基盤造成(1工区)工事
 - (2) 工事場所 西伯郡会見町鶴田
 - (3) 工事内容
 - ア 本工事は、県立フラウパークの建築・造園工事に先立って、これら施設用地の基盤造成を行う工事である。
 - イ 工事施行に当たっては、工事現場への進入路となる主要地方道磯口伯太線は、鶴田集落の主要な生活道路でもあるため、一般交通へ支障を与えないよう十分注意する必要がある。
 - ウ 工事に先立ち、下流域への濁水防水対策を事前に行い、濁水流出に十分注意する必要がある。
 - エ 工事施工に当たっては、隣接工事と連絡協力を密にし、相互に円滑な工事ができるよう工程調整を図る必要がある。
 - オ 造成切土工事中に軟弱土質が発生した場合は、監督員の指示により必要な安定処理を実施し、盛土施工を行うものとする。
 - (4) 工事概要 [基盤造成(1工区)工事 A=7.4ha]
- ア 抜排根工

<p>刈り払い 1.3ha 抜排根 3.8ha</p> <p>イ 表土保全工 表土掘削 (t=50cm)～運搬集積 11,600m³</p> <p>ウ 造成工 切 土 134,300m³ 盛土 92,700m³(うち安定処理盛土 41,700m³) 工区外運土 41,600m³ 法面仕上げ 5,030m³</p> <p>エ 排水工 地下排水 L=1,362m(ボリ管Φ150mm～Φ500mm)</p> <p>オ 仮設工 沈砂池 5ヶ所(10m×10m～23m×23m) 仮設道 L=632m B=8m, 3.5m</p> <p>(5) 工 期 平成7年12月から平成9年3月まで</p> <p>2 技術資料の提出を求める対象者 技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち一般土木工事に係るものを有すること。</p> <p>(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。)における土木一式工事の総合評点が900点以上であること。</p> <p>(4) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(土木工事業)の許可を受けていること。</p> <p>(5) 平成7年11月28日(火)から同年12月27日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。</p> <p>(6) 平成2年度以降5年間に、造成工事(ほ場整備工事を含む。)又は道路工事で、</p>	<p>切土量10,000m³以上の工事を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出资比例で実施した者に限る。</p> <p>(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>ア 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3第2項に規定する一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者</p> <p>イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>(8) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出 技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付 ア 交付期間 平成7年11月28日(火)から同年12月8日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>(2) 技術資料の提出 ア 提出期間 平成7年11月28日(火)から同年12月8日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係 ウ 提出方法 技術資料は、持参の上提出しなければならない。</p>
--	--

(3) 技術資料の審査
提出された技術資料を基に、審査し、指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）に対して行うこと。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

県立フラワーパーク基盤造成（2工区）工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成7年11月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 工事の概要
- (1) 工事名 県立フラワーパーク基盤造成（2工区）工事
 - (2) 工事場所 西伯郡会見町鶴田及び日野郡溝口町宇代
 - (3) 工事内容
 - ア 本工事は、県立フラワーパークの建築・造園工事に先立って、これら施設用地の基盤造成を行う工事である。
 - イ 工事施工に当たっては、工事現場への進入路となる主要地方道溝口伯太線は、鶴田集落の主要な生活道路でもあるため、一般交通へ支障を与えないよう十分注

意する必要がある。

- ウ 工事に先立ち、下流域への濁水防水対策を事前に行い、濁水流出に十分注意すること。
- エ 工事施工に当たっては、隣接工事と連絡協調を密にし、相互に円滑な工事ができるよう工程調整を図る必要がある。
- オ 造成切土工事中に軟弱土質が発生した場合は、監督員の指示により必要な安定処理を実施し、盛土工を行うものとする。
- (4) 工事概要 [基盤造成（2工区）工事 A=4.6ha]
- ア 抜排水工
 - 刈り払い 2.9ha 抜排水 3.8ha
 - イ 表土保全工
 - 表土掘削（t=50cm）～運搬集積 8,200m³
 - ウ 造成工
 - 切土 123,200m³ 盛土 63,400m³（うち安定処理盛土 19,800m³）
 - 工区外運土 59,800m³ 法面仕上げ 12,860m²
 - エ 排水工
 - 地下排水 L=355m（ポリ管Φ150mm～Φ400mm）
 - オ 仮設工
 - 沈砂池 5ヶ所（10m×10m～18m×18m） 仮設道 L=743m B=8m, 3.5m
- カ 1号園路
 - 園路 L=830m B=4m 路床盛土（t=50cm）1,700m³
- (5) 工期 平成7年12月から平成9年3月まで
- 2 技術資料の提出を求める対象者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

<p>(2) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち一般土木工事に係るものを有すること。</p> <p>(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。)における土木一式工事の総合評点が900点以上であること。</p> <p>(4) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(土木事業)の許可を受けていること。</p> <p>(5) 平成7年11月28日(火)から同年12月27日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。</p> <p>(6) 平成2年度以降5年間に、造成工事(ほ場整備工事を含む。)又は道路工事で、切土量10,000㎡以上の工事を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出资比例で実施した者に限る。</p> <p>(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>ア 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3第2項に規定する一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者</p> <p>イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>(8) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間</p> <p>平成7年11月28日(火)から同年12月8日(金)までの日(日曜日及び土曜日</p>	<p>を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>(2) 技術資料の提出</p> <p>ア 提出期間</p> <p>平成7年11月28日(火)から同年12月8日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>技術資料は、持参の上提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料の審査</p> <p>提出された技術資料を基に、審査し、指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係(電話番号0857-26-7331)に対して行うこと。</p> <p>(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料の提出があつても指名されとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>
---	---